

ATM ローン カード規定

1. カードの発行

ATM ローン ローンカード（以下「カード」という。）は、ATM ローン規定（以下「ローン規定」という。）にもとづき当行が発行するものとします。

2. カードの利用

カードは次の場合に利用することができます。

- (1) 当行ならびに当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」という）の現金自動支払機（現金自動預入引出兼用機を含む。以下「支払機」という。）を使用して当座貸越専用口座から当座貸越金を借入れる（以下「借入れ」という。）場合。
- (2) 当行または一部提携先の現金自動預金機（現金自動預入引出兼用機を含む。以下「預金機」という。）を使用して借入金の約定返済および随時返済（以下「返済」という。）を行う場合。
- (3) 当行本支店の窓口で借入金の返済を行う場合。

3. 支払機による借入れ

- (1) 支払機を使用して借入れを行うときは、支払機にカードを挿入し、届出の暗証と金額を操作手順に従ってボタン等により操作してください。
- (2) 支払機による借入れは、支払機の機種により当行（提携先の支払機使用の場合は、その提携先）が定めた金額単位とし、1回あたりの借入れは、当行（提携先の支払機使用の場合は、その提携先）が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたり借入れは、当行が定めた金額の範囲内とします。
- (3) 支払機により借入れを行う場合、借入金額と後記5. の支払機利用手数料金額の合計額が当座貸越専用口座の借入れ可能な金額を超えるときは、借入れを行うことができません。

4. 預金機による返済

- (1) 預金機を使用して返済を行うときは、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による返済は、預金機の機種により当行が定めた種類の紙幣に限ります。なお、返済できる金額は、借入残高の範囲内とします。また、1回あたりの返済は、当行が定めた枚数による金額の範囲内とします。

5. 支払機利用手数料

- (1) 支払機を使用して借入れを行う場合には、当行および提携先所定の支払機利用に関する手数料（以下「支払機利用手数料」という。）をいただきます。
- (2) 前項の支払機利用手数料は、借入れ時に当行所定の請求書なしで自動的に貸越金に組入れます。なお、提携先の支払機利用手数料は、当行から提携先に支払います。